ンビニ交付サービスを活用した罹災証 明書の交付を求める意見

然災害に効果的・効率的に対応するため、 まっている。 その深刻度が増すことも懸念されるようになったことからも、 感染症の影響により、災害と感染症との複合的被害に見舞われる事態が現実に起こりはじめ、 スを活用することが、 気候変動に伴う台風や豪雨等による大規模な水害などが近年頻発し、さらに激甚化する自 社会基盤の構築のために重要である。 情報通信技術(ICT)を活用した新たなサー さらには、新型コロナウイルス その重要性への認識が一層高

ロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、クラスターを発生させないため、来庁者を減かかる場合もあり、さらに災害時には役所窓口の人手不足も想定されることに加え、新型コ ければならない。 波等)などにより家屋などが破損した場合、その程度を判定し証明する罹災証明書を発行し らすことが重要である。 なければならないが、その証明書の申請・交付には、現状は被災者が市町村の窓口に赴かな 各地方公共団体は、災害対策基本法第九十条の二に基づき、 災害時の移動は困難を極める上、地方においては役場まで車で数十分以上 自然災害(風水害、 地震、

事務を推進するため、 よって、 国会及び政府におかれては、 次の措置を講じられるよう強く要望する。 感染症 の拡大防止を図りつつ、 迅速な罹災証 明 発行

- のコンビニ交付サービスを活用して罹災証明書を「交付」できるようにすること。 全国五万か所以上のキオスク端末(マルチコピー機)が設置された コ ンビニ エ ンス ス
- 方公共団体がその利用を希望すれば、申請がすぐに実施できる現状につ を早急に行うこと。 マイナンバー を活用した罹災証明書のマイナポータル等での「申請」については、 11 知 徹 各 地
- 被災者台帳システム未整備の自治体等が共同利用できるシステム基盤を構築すること。 マイナンバーを活用した「被災者台帳」を全国の自治体で作成できるよう推進すること。 地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年九月二十九日

大分県議会議長 麻 生 栄 作

内総財内参 内閣府特命担当大臣(防災) 閣 院院 大 臣 臣 長 臣 加武麻 木藤田生 良太義 昭 理 信太郎偉 子 殿 殿 殿殿